

平成30年度市民協働事業提案制度について

1. まちづくりを一緒に取り組むための種シート（資料2）について

- ① 開始時期 平成30年1月～（常時募集）
- ② 設置場所 阪南市役所地域まちづくり支援課、
市民活動センター夢プラザ

審査の仕組みについて

【前回市民協働推進委員会でのご意見】

- ・ 市民活動センターでは、相談員が常勤ではないため、相談に対応できるかが不安である。
- ・ 市民活動センターだけがシートを確認するのではなく、推進委員会からもメンバーを選出して確認するほうがよいのではないか。
- ・ メンバーとしては、地域のことをよく分かっている社会福祉協議会と、自治会のことを知っている委員の方に入っていただくことで情報交換にもなると思う。

【前回のご意見を踏まえての流れ】

- 個人の場合 アイディアがあって提案制度に応募したいけど、個人では応募できないので、賛同者を募りたいと思っている方を対象とする。

シートで企画を提案する。

提案された企画を、市民協働推進委員会審査部会で審査する。（約3カ月に1回）

- ① 協働事業としてよい提案なので、広報誌などで提案内容を公表し賛同者を募る。
- ② 既存団体とマッチングできそうであればマッチングする。
- ③ 協働事業まではもう少し提案内容を構築するほうがよいので、市民活動センターで協働事業に向けてのアドバイスをする。
- ④ 要望や営利目的等に該当するので、非該当。

広報誌などで賛同者を募る。
賛同者が5名以上集まれば提案制度に応募できる。

市民活動センターで既存団体などとマッチングをするなどのお手伝い。

市民活動センターで協働事業に向けてのアドバイス。

市民協働事業提案制度での提案につなげる。

- 団体の場合 アイディアがあって提案制度に応募したいけど、企画が煮詰まっていない方や、地域課題を解決できる取り組みを思いついたけど、どのように形にしたらよいかわからない方などを対象とする。

シートで企画を提案する。

提案された企画を、市民協働推進委員会審査部会で審査する。

(約3カ月に1回)

- ①提案された企画を、市民協働推進委員会等で確認し、協働事業につながる企画については、市民活動センターでサポートし、提案制度の応募につなげる。
- ②提案された企画が協働事業につながる企画内容だが、仲間が足りない場合は、広報誌などで仲間を募る。
- ③協働事業につながらない場合は、市民活動センターから、助成金情報や、講座情報などの情報提供をする。

市民活動センターでサポートし、提案制度の応募につなげる。

広報誌などで仲間を募る。

助成金情報や講座情報などの情報提供をする。

市民協働事業提案制度での提案につなげる。

参考【市民協働事業提案制度の流れ】

①協働事業の応募・受付 4月1日～5月31日

②書類審査 6月上旬～6月下旬

③事前協議 7月上旬～7月下旬

④公開プレゼンテーション 7月下旬～8月上旬

⑤成案化候補事業の決定 9月上旬ごろ

⑥成案化に向けた事業の協議 9月中旬～

⑦事業の実施（予算が伴う場合） 4月～